

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成23年2月25日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

記

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

市に事務局を置く補助金等交付団体の公金外現金の管理について

2 監査の目的

現在、市から補助金、交付金又は負担金を交付されている団体、及び出資を受けている団体（以下「補助金等交付団体」という。）の一部には、交付事務を担当している部署に当該団体の事務局が置かれ、市職員がこれらの事務を執行しているケースが存在するが、この団体が所有する現金・預貯金（以下「公金外現金」という。）の取り扱いについては市の会計規則等の適用がないことから、その管理状況を調査・検証することにより、事務処理が適正かどうかを監査し、適切な事務執行の確保及びチェック機能の充実・強化に資することを目的とする。

3 監査の対象

平成22年度において、市から補助金等の交付を受ける団体で、市に事務局を置く36団体のうち、次の11団体の公金外現金を取り扱う関係所管課を監査の対象とした。

No.	所管課	団体名
1	協働のまち推進課	太宰府市民政庁まつり実行委員会
2	協働のまち推進課	太宰府市暴力追放推進市民協議会
3	協働のまち推進課	太宰府市消防団
4	観光交流課	奈良市友好市民訪問団実行委員会
5	観光交流課	太宰府ブランド創造協議会
6	観光交流課	（財）太宰府市国際交流協会
7	環境課	環境フェスタ in 太宰府実行委員会
8	建設産業課	太宰府市農業生産組織組合
9	教務課	太宰府市「同和」教育研究協議会
10	学校教育課	太宰府市学校給食会
11	生涯学習課	太宰府キャンパスネットワーク会議

4 監査の期間

平成22年12月3日から平成23年2月17日まで

5 実施方法

監査対象となる所管課に対して関係書類等の提出を求め、書面審査を行うとともに、現地調査、関係諸帳簿の閲覧・審査を行い、必要に応じて関係職員等からの事情聴取を行った。

6 監査の着眼点

- (1) 市職員が団体業務に従事する場合の手続きは適正に行われているか。
- (2) 会計事務に関する規定等は整備されているか。

- (3) 会計事務の執行は適正に行われているか。
- (4) 会計事務に関する帳簿等は整備されているか。
- (5) 現金、預金通帳、印鑑等は適正に管理されているか。

第2 監査の結果

今回の監査は、市に事務局を置く補助金等交付団体の公金外現金の管理について着眼点に沿って監査を行った結果、次のとおり改善・検討を要するところが認められた。

1 全体的な指摘事項

(1) 会計事務処理規程等の整備について

下記の団体において、会計事務処理規程が整備されていなかった。処理規程は、団体事務の処理基準となるものであり、また、責任の所在を明確にするものであることから、団体事務の透明性確保の観点からも、会計責任者、決裁権限、会計処理方法等を定める事務処理規程の制定や、全庁的な事務処理マニュアルの策定について検討されたい。

- ・協働のまち推進課（太宰府市民政庁まつり実行委員会、太宰府市暴力追放推進市民協議会、太宰府市消防団）
- ・観光交流課（奈良市友好市民訪問団実行委員会、太宰府ブランド創造協議会）
- ・環境課（環境フェスタ in 太宰府実行委員会）
- ・建設産業課（太宰府市農業生産組織組合）
- ・教務課（太宰府市「同和」教育研究協議会）
- ・学校教育課（太宰府市学校給食会）

(2) 現金、預金通帳、通帳印の管理について

下記の団体において、同一の職員が現金、預金通帳、通帳印を管理していた。印鑑と通帳はそれぞれ別の職員が管理し、施錠可能な場所に保管するなど、事故防止策を講じられたい。

- ・協働のまち推進課（太宰府市民政庁まつり実行委員会、太宰府市暴力

追放推進市民協議会、太宰府市消防団)

- ・ 環境課 (環境フェスタ in 太宰府実行委員会)
- ・ 建設産業課 (太宰府市農業生産組織組合)

2 所管課に関する指摘事項

(1) 協働のまち推進課 (太宰府市消防団)

- ア 会則等が整備されておらず、市が団体の会計事務を取り扱う根拠が不明確であった。市が団体事務に従事する根拠を明確にするため、会則等を整備されたい。
- イ 収入支出伺書等が整備されておらず、決裁権者の決裁を受けることなく、担当職員の判断により入出金の手続きを行うなど、会計事務処理が不適切であった。意思決定行為を経ることなく職員が出納事務を行うことは、不適正な事務処理を招くものであり、透明性の確保、事故防止の観点から、チェック機能が働くよう執行体制、事務手続きの見直しを図られたい。

(2) 建設産業課 (太宰府市農業生産組織組合)

- ア 決裁権者の決裁を受けることなく、担当職員の判断により入出金の手続きを行うなど、会計事務処理が不適切であった。意思決定行為を経ることなく職員が出納事務を行うことは、不適正な事務処理を招くものであり、透明性の確保、事故防止の観点から、チェック機能が働くよう執行体制、事務手続きの見直しを図られたい。
- イ 収入支出伺書や出納簿が整備されておらず、意思決定の過程や収支の状況、金銭の使途が不明確である。帳簿等の整備を図られたい。

第3 むすび

今回の行政監査は、補助金等交付団体等の公金外現金の取り扱いについて、市が団体の会計に従事する根拠及び事務処理、管理状況を検証することにより、透明性、安全性が確保されているかを主眼に置き実施したものである。

公金外現金の取扱いは、現金の多寡にかかわらず、常に厳正に行わなけれ

ばならないものであるが、監査の結果、市が団体の会計事務を取り扱う根拠となる会則等の整備が不十分であったり、一部所管課において職員の公金外現金の取り扱いに対する意識が低く、会計事務や通帳等の管理において不適切な事例がみられた。

公金外現金は、市民が負担する税を原資とする財政的援助を受けていることから、市職員が取り扱う以上、公金同様にその取り扱いについてはより一層の透明性の確保や説明責任が求められるものであり、このことを念頭に検証を行い、適正な事務執行の確保及びチェック機能の充実・強化に努められたい。また、団体への関与、支援の在り方についても併せて検討されたい。

なお、今回の監査は平成 22 年度において、市から補助金等の交付を受ける団体で、市に事務局を置く 36 団体のうち 11 団体の公金外現金を取り扱う関係所管課を対象に実施したが、対象にならなかった部署においても同様の問題点が考えられるので、再度検証されたい。

今後に向けては、透明で公正な事務執行の確保に努められるよう望むものであり、各団体の事業活動が、市民と行政との協働のまちづくりの推進につながっていくことを期待するものである。